

試験会場番号		
--------	--	--

第 22 回

社会福祉法人経営実務検定試験

問題用紙

入 門

(令和 6 年 12 月 1 日施行)

- ◇問題用紙及び解答用紙の指定の欄に試験会場番号・受験番号と氏名を記入してください。
- ◇受験票を机の通路側に見えるように置いてください。
- ◇机の上には筆記用具、電卓、腕時計、受験票以外は置かないでください。
- ◇会場内では携帯電話の電源をお切りください。
- ◇解答は楷書で明瞭にご記入ください。文字の判別ができない場合や誤字・脱字・略字は不正解とします。
- ◇解答欄には解答以外の記入はしないでください。解答以外の記入がある場合には不正解とします。
- ◇金額は3位ごとにカンマ「,」を記入してください。3位ごとにカンマ「,」が付されていない場合には不正解とします。
- ◇使用する勘定科目は特に別段の指示のない限り、必ず裏表紙の注意事項に記載の勘定科目を使用してください。同じ意味でも裏表紙の注意事項に記載の科目を使用していない場合は不正解とします。
- ◇検定試験は各級とも1科目100点を満点とし、全科目得点70点以上を合格とします。ただし、各級・各科目とも、設問のうちひとつでも0点の大問がある場合には不合格とします。
- ◇試験時間は10:00から11:00までの60分です。
- ◇途中退室は10:30から10:50の間にできます。途中退室された場合は再入室することはできません。なお、体調のすぐれない方は試験監督係員にお申し出ください。
- ◇試験開始時間までに、裏表紙の注意事項もお読みください。
- ◇問題用紙・解答用紙・計算用紙はすべて回収し、返却はいたしません。
- ◇問題と標準解答を12月2日(月)午後5時に、(一財)総合福祉研究会ホームページにて発表します。
- ◇合否結果は1月中旬ごろインターネット上のマイページで各自ご確認ください。なお、個別の採点内容や得点等についてはお答えいたしかねますのでご了承ください。
- ◇合格証書は2月中旬ごろご自宅に発送いたします。

受 験 番 号		氏 名	
------------------	--	--------	--

共催 一般財団法人総合福祉研究会
公益社団法人全国経理教育協会
後援 厚生労働省

1

(20点)

以下の文章は、社会福祉法人について説明したものである。内容が正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人をいう。
- (2) 社会福祉事業のうち、第二種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。
- (3) 社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であることから、営利を求める活動（収益事業）を行うことはできない。
- (4) 評議員が任務を怠ったときは、社会福祉法人に対してこれによって生じた損害賠償の責任を負う。
- (5) 理事会において、議案に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。
- (6) 理事長及び業務執行理事は、原則として3ヶ月に1回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (7) 社会福祉法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる。
- (8) 定款は社会福祉法人の目的、事業、組織等を定めた法人の最も重要な規則であり、法人の活動を根幹から支える基本規則である。
- (9) 理事会の決議のみで定款を変更することができる。
- (10) 社会福祉法人が作成する領収書には、収入印紙を添付する必要はない。

3 (20点)

下記の文章の内容が正しいものには「○」、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

- (1) 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- (2) 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として純額をもって表示しなければならない。
- (3) 社会福祉法人は、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めることが求められる。
- (4) 社会福祉法人の当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を報告する計算書類を資金収支計算書という。
- (5) 事業活動計算書は、サービス活動増減の部とサービス活動外増減の部の2つの区分に分かれ、それぞれに該当する収益と費用が記載される。
- (6) 支払資金の計算から除外されるものの例として、貯蔵品以外の製品・仕掛品などの棚卸資産を挙げることができる。
- (7) 社会福祉法人の法人税は、原則非課税であるが、法人税法上の収益事業を行う場合に限り課税される。
- (8) 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない、これを基本財産という。
- (9) 処理すべき勘定科目または金額が確定しない場合の支出金額を、一時的に処理する勘定科目は仮受金である。
- (10) 固定資産を購入した場合の取得価額は、原則として固定資産そのものの価格（購入代価）に、購入にあたり支払った費用（付随費用）を加えた金額となる。

4 (20点)

(1) 次の科目及びその残高から解答欄の貸借対照表 (B/S) を完成しなさい。(単位：省略)

現金預金	300	事業未払金	250
設備資金借入金	600	事業未収金	150
建物(基本財産)	500	仮払金	20
器具及び備品	50	土地(基本財産)	2,000
基本金	2,100	短期運営資金借入金	20
ソフトウェア	40		

※設備資金借入金には、翌年度の1年以内に返済する予定のものは含まれていない。

(2) (1) で作成した貸借対照表 (B/S) から支払資金の残高を求めなさい。

5

(20点)

次の期首要約貸借対照表及び期中取引から、(1) 期末の要約貸借対照表及び(2) 当期の事業活動計算書並びに資金収支計算書を作成しなさい。

また、期末支払資金残高も記載すること。(単位：省略)

1. 期首要約貸借対照表

資 産	流動資産	2,000	負 債	流動負債	1,200
	固定資産	3,100		固定負債	1,850
資産合計			5,100	負債合計	3,050
			純資産	2,050	
			負債・純資産合計	5,100	

2. 期中取引

- (1) 発生した介護保険事業収益 650 を事業未収金に計上した。
- (2) 職員給料 300 を現金預金で支払った。
- (3) 前年度に設定した事業未払金 200 を現金預金で支払った。
- (4) パソコン(固定資産) 100 を掛で購入しその他の未払金に計上した。
- (5) 設備資金 400 を借り入れた。なお、1年以内に返済する予定のものは、含まれていない。

【参考】純資産増減と支払資金増減の集計表

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
A流動資産の増減						
B固定資産の増減						
C流動負債の増減						
D固定負債の増減						
純資産の増減						
支払資金の増減						

注意事項

- ◇この問題用紙及び解答用紙の中では、「社会福祉法人会計基準」(平成28年3月31日/厚生労働省令第79号)と、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日/雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号)及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28年3月31日/雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号)を総称して、「会計基準」と表記している。解答に当たっては、試験日現在施行されている「会計基準」に基づいて答えなさい。
- ◇問題は大問¹から大問⁵までであるので注意すること。なお、問題文は一部金額単位を省略して表示している箇所もあるので、特に指示のない限り、金額を解答する際には単位を省略して算用数字で示すこと(漢数字や「2千」などの表記は不正解とする)。また、解答がマイナスになる場合には、数字の前に「△」をつけて「△1,000」のように記載すること。
- ◇次の勘定科目は「会計基準」に定められた貸借対照表科目及び事業活動計算書科目の一部である。特に指示のない限り、解答に使用する勘定科目はこの中から選択すること。勘定科目の名称は、下記の通りに記載すること(略字や、同じ意味でも下記と異なる表記はすべて不正解とするので注意すること)。

貸借対照表科目

(資産の部)

現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 貯蔵品 立替金 前払金 前払費用
1年以内回収予定長期貸付金 短期貸付金 仮払金 土地 建物 構築物 機械及び装置
車輛運搬具 器具及び備品 ソフトウェア 投資有価証券 長期貸付金

(負債の部)

短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 1年以内返済予定設備資金借入金
1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内支払予定長期未払金 預り金 職員預り金
前受金 仮受金 賞与引当金 設備資金借入金 長期運営資金借入金 退職給付引当金 長期未払金

(純資産の部)

基本金 国庫補助金等特別積立金 次期繰越活動増減差額

事業活動計算書科目

(収益の部)

介護保険事業収益 老人福祉事業収益 児童福祉事業収益 保育事業収益 就労支援事業収益
障害福祉サービス等事業収益 生活保護事業収益 医療事業収益 経常経費寄附金収益
借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産売却益

(費用の部)

役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 退職給付費用 法定福利費
給食費 介護用品費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費
本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費
葬祭費 車輛費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費
修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 土地・建物賃借料
租税公課 保守料 渉外費 諸会費 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額
支払利息 基本金組入額 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金積立額